

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会
開 催 日 時	令和5年6月30日（金）午後7時～午後8時
開 催 場 所	男女共同参画センター学習室（緑が丘ふれあいセンター内）
出 席 者	出席者：南委員、市川委員、椎野委員、中村委員、堀上委員、森本委員（計6名） 欠席者：諸橋委員、鈴木委員、大槻委員、原田委員（計4名） 事務局：協働推進課長、協働推進係長（計2名）
議 題	議題1 パートナーシップ制度の調査研究について 議題2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 本市が制度化すると意思決定した場合には、速やかに対応できるよう、東京都の制度を調査研究し、本市にとって必要だと考える事項を整理していくこととした。 議題2 本委員会で性の多様性に関する調査研究を行うことから、男女共同参画計画策定市民懇談会では、性の多様性について市民意識調査には含めず、深い議論も行わないこと及び両会議体の今後の取組予定について確認した。
審 議 経 過 (発信者) ◎印：副座長 ●印：委員 □印：事務局	報告1 本市のセクシュアル・マイノリティに関する取組について ● 本市は、なぜ制度化が早くできないのか。反対する人がいるのか。 □ 本市の第四次計画では、パートナーシップ制度を検討することが明記されているが、計画当時に想定していなかった「東京都パートナーシップ宣誓制度」が導入された。本市の市民も活用できる制度が整ったことを本委員会で丁寧に説明し、理解を深めたうえで、議論してほしい。 報告2 都内自治体のパートナーシップ制度の状況について ● 条例と要綱の違いは。 □ 条例は議会に付議して可決をいただく必要がある一方、要綱は自治体の首長が決定権を有しており、議会という場で可決をいただいて決定するものではないところが大きな相違点である。 ● 反対する人はいるのか。 □ 本市では反対意見を受けたことはない。 ● 立川市には男女の条例があるが、武蔵村山市では、今まで議論されなかったのか。 □ 条例や要綱といった基本姿勢を示すことよりも、男女共同参画計画を推進することを重視してきた経緯がある。 ● 条例や要綱があったほうが、市民の意識が高まるような思いがある。 □ 条例を制定する場合には、行政や事業者の責務も明確にすることが想定されるが、今までは、そのような視点ではなく、庁内の各部署での日ごろの施策において男女共同を推進してきた状況である。 ● 東京都の制度導入後に制度化した自治体が少ないことが意外であった。 ● 東京都が条例化したということは、都の制度が優先されるのか。それとも、各自治体の制度が優先されるのか。 □ 例えば、東京都の制度は、戸籍上の性と自認の性が同一である異性同士の事実婚の方は活用できないが、法の上での婚姻関係にはないけれども、パートナーであることは自治体に証明してほしいと考える方が活用

(発信者)

◎印：副座長

●印：委員

□印：事務局

できる制度もある。当該制度は、個人に課す義務ではなく、本人の意思によって活用の有無を判断できる制度である。お住まいの自治体の制度を活用しつつ、都の制度を活用される方もいる。よって、どちらのほうがか有効的か、重みがあるかということではない。

- 戸籍法が壁になっているということか。
- 日本で当該制度が開始された当時は、同性パートナーを想定した制度が多かったように思うが、現在は、多様化に対応するための制度改正を行っている自治体もある。
- 性自認の話題から、女性トイレの使用が問題に挙げられるが、難しい問題だと思う。多様性を考えるに当たって、幅広いベクトルを持たなければならないのだと思う。

議題1 パートナーシップ制度の調査研究について

- 市長の施政方針について、具体的とは何を指すのかを教えてください。また、令和6年度に制度化するという事は、条例や要綱を制定することになるのかを教えてください。
- パートナーシップ制度を作るということを目標にするのではなく、東京都の制度化を踏まえ、本市に何が必要なのかを見出していくということである。
- 都が制度化しているので、都民である市民も都の制度を活用できる。それとは別に、本市独自で、宣誓した方に証明書を渡す制度を作るか否かということであり、その制度の根拠が条例か要綱かということである。
条例でも要綱でも、本市が制度化すると意思決定してから、調査研究や議論を始めるとなると、相当の時間を要するので、仮に本市が制度化することになったら直ぐに動けるようにしようという考え方を示しているのが、工程案の「制度化しない場合」である。
- 東京都の制度に本市が必要だと思う事項があったらオリジナル・ルールが必要、東京都の制度で足りているならオリジナル・ルールは要らないということ、勉強しながら考えていくということか。
- そのとおりである。
- 知識がないので、たくさん勉強しなければならないと思った。
- 講師の方に勉強会をしていただくことも考えられる。
- 昨年度に実施をした当事者による事業の計画ができれば、委員にも周知したい。
- 学会でも論文を読むが、難しい問題であると感じている。
- 当事者だと、その方のパーソナリティに偏ってしまう可能性があるもので、広いベクトルを持つ方の話を聞いて理解していきたい。
- 令和6年度までに勉強していくということであるが、本市の地域性をつかんでいないといけないと思う。東京都が制度化しているから武蔵村山市は必要ないと考えられてしまうことはよくないと思う。
- 地域性をどのようにあぶり出していか、制度とどのようにすり合わせていくかが問題である。
- そういったところから考えなければならないし、工夫が必要だと思う。そのため、東京都やその他の自治体について勉強しなければならないのだと思う。
- 現在も、第四次計画に定める目標に向かっているところではあるが、東京都が制度化したということは、計画時になかった事実であり、大きな存在である。よって、本市も制度化しなければならないということよ

<p>(発信者) ◎印：副座長 ●印：委員 □印：事務局</p>	<p>りも、東京都の制度をしっかりと理解して、委員会として必要だと考える事項が東京都の制度で救われているかを考えていただくことが優先的なことだと考えている。</p> <p>◎ 他に、意見がないようなので、議題1の今後の進め方については、事務局案のとおり決定する。</p> <p>議題2 その他（「男女共同参画計画策定市民懇談会」での第五次男女共同参画計画策定スケジュールについて）</p> <p>□ 第1回の懇談会で、令和5年度は、主に市民意識調査・事業所アンケートの調査項目の検討と提言書の検討、令和6年度は、骨子案や素案の検討を行うことで承認を得た。</p> <p>本委員会で検討するセクシュアル・マイノリティに関連する事項については、男女共同参画と深く関わりのある課題ではあるが、男女にとられない人権の問題であることから、国や東京都の調査と同様に、市民意識調査等には含めないこと。また、セクシュアル・マイノリティに関する事項については、今年度と来年度、本委員会により調査研究する予定であることから、懇談会ではセクシュアル・マイノリティに関する深い議論を行わないこと。という2点についても承認を受けた。</p> <p>よって、懇談会では、あくまでも、男女共同参画社会基本法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に規定される市町村計画として、第五次計画を検討していく考えである。</p> <p>◎ 質疑がないようなので、議題2は、事務局案のとおり決定する。その他の報告事項を受ける。</p> <p>● ジェンダー平等について情報提供 □ ワークライフバランス推進事業所認定制度について報告</p>
<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者：0人</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>{ }</p>
<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ）</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>協働推進部 協働推進課</p>

(日本工業規格A列4番)